

2019 年 12 月

受益者の皆さまへ

フィデリティ投信株式会社

「フィデリティ・アジア 3 資産・ファンド（隔月決算型）
愛称： アジアのチカラ」
繰上償還（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社設定の「フィデリティ・アジア 3 資産・ファンド（隔月決算型） 愛称： アジアのチカラ」（以下、「当ファンド」）につきましては、信託約款で定められた繰上償還を検討する目安の「受益権の口数が 30 億口を下回った」状態となっており、受益権口数の顕著な増加も見込み難い状況です。

そこで、当ファンドについて、信託約款で定める「信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき」と判断し、下記の通り、2020 年 2 月 25 日（火）をもって信託を終了（繰上償還）させていただく予定でありますので、大変お手数をおかけいたしますが、「本お知らせ」をご確認くださいようお願い申し上げます。

（この繰上償還に関してご異議のある場合はその旨を書面にてお知らせいただく必要がありますが、この繰上償還に関してご異議のない場合は特別な手続きは必要ございません。詳しくは次頁以降をご確認ください。）

敬具

記

1. 繰上償還の手続きおよび日程

① 公告日（電子公告※）	: 2019年12月14日（土）
② 異議申立期間	: 2019年12月17日（火）から2020年1月21日（火）まで
③ 繰上償還可否決定日	: 2020年1月22日（水）
④ 異議申立受益者の買取請求期間	: 2020年1月28日（火）から2020年2月17日（月）まで
⑤ 信託終了（繰上償還）予定日	: 2020年2月25日（火）

※電子公告は、フィデリティ投信株式会社のホームページ (<https://www.fidelity.co.jp/>) に掲載いたします。

- ・ 2019年12月17日（火）現在の受益者の方は、異議申立期間中に、フィデリティ投信株式会社に対して、この繰上償還に関するご異議を述べることができます。詳しくは、下記「2. 異議申立の方法について」をご覧ください。
- ・ 異議申立をされた受益者様の受益権の合計口数が、2019年12月17日（火）現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還を行ないません。2分の1を超えない場合は、予定通り2020年2月25日（火）をもって繰上償還いたします。
- ・ フィデリティ投信株式会社のホームページ (<https://www.fidelity.co.jp/>) において、2020年1月22日（水）正午頃（予定）より、償還可否の結果をご案内いたします。繰上償還が行なわれない場合は、当ファンドの知られたる受益者の皆さまにあらためて書面を交付いたします。
- ・ 繰上償還が決定した場合の最終換金受付日は、2020年2月20日（木）です。（購入申込は、既にお受け付けしておりません。）
- ・ 繰上償還が決定した場合、以降は、償還に向けた組入有価証券の売却等により、当ファンドの運用の基本方針に沿った基準価額変動とはならない場合がありますので、ご注意ください。
- ・ この繰上償還に関してご異議のない場合、特別なお手続きは必要ございません。

<本件に関するお問い合わせ先>

フィデリティ投信株式会社

「繰上償還に関するお問い合わせ専用窓口」

フリーダイヤル：0120-856-056（営業日の午前9時～午後5時）

受付期間：2019年12月17日（火）から2020年2月25日（火）まで

2. 異議申立ての方法について

＜異議申立期間：2019年12月17日（火）から2020年1月21日（火）まで＞

繰上償還に対しご異議のある受益者の方は、官製はがきまたは封書等の書面に、下記（1）の事項をご記入頂き、下記（2）の宛先まで、2020年1月21日（火）必着にてご郵送ください。

(1) ご記入頂く内容

- | |
|----------------------------------------|
| a. 郵便番号・住所 |
| b. 氏名 |
| c. 電話番号（日中連絡先） |
| d. 保有しているファンド名
「フィデリティ・アジア3資産・ファンド」 |
| e. 受益権の保有口数 |
| f. 取扱販売会社、取引店名、口座番号 |
| g. 繰上償還に対して反対する旨 |

(2) 宛 先

〒106-0032

東京都港区六本木七丁目7番7号 トライセブン六本木ビル

フィデリティ投信株式会社 クライアントサービス部

「アジア3資産・ファンド」の繰上償還に関する受付窓口 宛

＜異議申立てに当たっての留意事項＞

- ・ 複数の販売会社・支店等を通じて当ファンドを保有されている方は、該当する全ての販売会社名、取引店名、口座番号をご記入ください。
- ・ 異議申立期間終了後の弊社到着分につきましては、異議申立てを無効とさせていただきます。
- ・ 書面の記載内容に不備等がある場合、異議申立てを無効とさせて頂くことがあります。記載内容の不備を補完するために、販売会社またはフィデリティ投信株式会社から確認のご連絡を差し上げる場合がありますのでご了承ください。
- ・ 異議申立てされた受益者様につきましては、取扱販売会社とフィデリティ投信株式会社および受託会社（再信託を含みます。）との間で当該受益者様に関する情報を共有することにご同意頂けたものといたします。フィデリティ投信株式会社は、個人情報についての関係法令および弊社業務に該当する各省庁ガイドライン等を誠実に遵守し、お客様からお預かりした個人情報は、本件手続きに関する事務等を適切に行なうための目的に利用いたします。ただし、当該個人情報をもとに取扱販売会社より、情報提供等のご案内をさせて頂く場合がありますのでご了承ください。

3. (ご参考) 異議申立受益者の買取請求の手続きについて

<買取請求期間 : 2020年1月28日(火)から2020年2月17日(月)まで>

繰上償還が決定した場合、異議申立をされた受益者様は、上記期間内に、自己に帰属する受益権について、当該受益権が有すべき公正な価額で、受託会社(信託銀行)に対し、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。本買取請求の手続きは、法令・信託約款の規定に基づいて行なわれるものであり、取扱販売会社に対する通常の換金手続きではありません。

<買取請求に当たっての留意事項>

- ・ 買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここで公正な価額とは、一般に、受託会社が必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額となります。必要書類を販売会社に提出した日とは異なります。
- ・ 上記のような手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の換金請求よりも日数を要する場合があります。
- ・ 当該買取事務に関する費用(振込手数料、計算書送付費用等)は買取を請求された受益者様のご負担となり、買取代金から差し引かせて頂きますのであらかじめご了承ください。
- ・ 異議申立てによる買取請求を行なった受益権については、通常のご換金のお申込みを行なうことはできなくなります。
- ・ 受託会社に対する手続きのため、販売会社の特定口座を利用することはできません。
- ・ 買取請求を行なう場合、マイナンバー(個人番号)を確認させて頂くために、個人番号カードもしくは通知カードのコピーまたは個人番号の記載のある住民票の写し、および本人確認書類をご自身の負担で受託会社へ直接ご送付頂くこととなります。(法人の場合は、法人番号通知書もしくは法人番号入り印刷書類のコピー等をお送りいただく必要があります。)
- ・ 異議申立てをされた受益者様は、必ず本買取請求を行なわなくてはならないものではありません。異議申立期間中、買取請求期間中ともに、異議申立てをされたか否かにかかわらず、取扱販売会社において、通常通り、ご換金のお申込みを受け付けいたします。

(注) 上記は、異議申立受益者の買取請求についての一般的な説明です。本買取請求に関する書類は、繰上償還が決定した場合に、異議申立てをされた受益者様に対して、フィデリティ投信からお送りいたします。

以上